

令和3年度 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日(火) 午前10時00分から午前10時35分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
8番 岡村高史	9番 春日亀優	11番 戸田耕助
12番 松村英二	13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉

4. 欠席委員 (2人)

7番 初村重政 10番 小宮一人司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)

議案第13号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林しいたけ課課長補佐

築 城 貴 憲

中対馬振興部地域振興課主事

阿比留 直 樹

上対馬振興部地域振興課主事

小茂田 史 士

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今から、令和3年度対馬市農業委員会第4回総会を開会します。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、永留正司委員及び、杉原要委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本総会の会期は、お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日とすることに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日とします。

日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は4件ですが、番号1は、波田裕一郎委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、波田委員に退場を求め、番号1の採決までを先に行います。

波田裕一郎委員に退場を求めます。

(波田委員退場)

番号1について事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。

議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇の田1筆、1,644平米を売却するものであります。なお、経営面積は3,523平米でございます。

以上で番号1の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の補足説明を求めます。

(4番委員挙手) 4番阿比留なみ恵委員

4番 阿比留なみ恵委員

9月16日に譲受人の〇〇さん、中対馬振興部の担当と私で現地を確認しまし

た。

譲渡人の〇〇さんは、譲受人、〇〇さんの同居人の甥にあたり、保険の担保に譲渡されていた土地が保険期間の満了に伴い、売買により経営移譲されることになりました。

経営移譲後の耕作の計画としては、ソバ、牧草などを栽培されるということです。

何ら問題ないと思われますので、御審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

波田裕一郎委員の入場を求めます。

(波田委員入場着席)

波田裕一郎委員に申し上げます。

議案第10号、番号1は原案のとおり許可することに決定しましたので、告知します。

次に、番号2から4までについて事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案第10号の番号2から4までを説明いたします。

議案書1ページ、番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田3筆、畑6筆、合計面積3,677平米を売却するものであります。なお、経営面積は13,123平米でございます。

2ページをお開き下さい。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田2筆、畑1筆、合計面積2,007平米を売却するものであります。なお、経営面積は4,029平米でございます。

番号4は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、〇〇の田2筆、合計面積1,425平米を贈与するものであります。なお、経営面積は11,953平米でございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(4番委員挙手) 4番阿比留なみ恵委員

4番 阿比留なみ恵委員

佐伯委員が欠席の為、佐伯委員の代読をします。

9月21日に譲受人の〇〇さん、中対馬振興部の担当と推進委員の佐伯武久さんと現地を視察しました。

譲渡人の〇〇さんは、譲受人、〇〇さんの地主にあたり、譲渡人が所有農地を耕作することが困難であることから、売買により経営移譲されることになりました。

経営移譲後の耕作の計画としては、米、野菜などを栽培されるということです。何ら問題ないと思われまますので、御審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

次に、番号3について、補足説明を求めます。

(8番委員挙手) 8番岡村高史委員

8番 岡村高史委員

9月21日に申請者の〇〇さんと農林しいたけ課の吉田さんと、私とで現地を確認いたしました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。

申請地は、3筆あり、そのうち2筆は、〇〇から南に約200mの位置にある農地で、現在は、譲受人の〇〇氏が牧草を作付けしております。残りの1筆は、〇〇の付近にある農地で、現在は草刈り等の管理がされており、今後は譲受人の〇〇氏が耕作する予定です。

譲受人の〇〇氏は、牧草を約4反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされと思われまます。今回の申請は問題ないと判断いたします。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、番号4について、補足説明を求めます。

(4番委員挙手) 4番阿比留なみ恵委員

4番 阿比留なみ恵委員

9月16日に譲受人〇〇さんの母にあたる〇〇さん、中対馬振興部の担当と私とで現地を確認しました。

譲渡人の〇〇さんは、譲受人、〇〇さんの知り合いにあたり、今回譲渡される土地は、譲受人〇〇さんの農地と面しており、耕作の都合から、贈与により経営移譲されることになりました。

経営移譲後の耕作の計画としては、米、野菜などを栽培されるということです。何ら問題ないと思われまますので、御審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号2について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号4は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は1件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の3ページをお開き下さい。

議案第11号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんと〇〇さんに、同地区の田、1筆、265平米を売買による所有権移転及び住宅用地と駐車場用地に転用するものであります。

位置図、配置図等を4ページから12ページに添付しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の補足説明を求めます。

(8番委員挙手) 8番岡村高史委員

8番 岡村高史委員

議案第11号について御説明いたします。

9月21日に代理人の〇〇さんと農林しいたけ課の吉田さんと私とで、現地を確認いたしました。

申請地は、〇〇町〇〇の〇〇の付近にある農地で、現在は、雑草が繁茂している状況です。

今回の申請は、農地を住宅用地及び駐車場用地として転用するものであります。

譲受人の〇〇氏、〇〇氏は自宅の新築を計画し、条件の合う土地を求めておりましたが、農地以外の土地で見つからず、本件申請地を選定することに至りました。

周囲の住居及び農地に対しては、被害防除対策・排水対策をする計画であります。

また、譲渡人の〇〇氏は、離農しており、今後も耕作の予定はないため、申請について問題ないと判断しました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。
質疑は有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

次に、議案第12号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の13ページをお開き下さい。

議案第12号、「令和3年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は15件で、内訳は、貸し手15人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が39筆、面積33,388平米、畑が28筆、面積18,494平米、合計筆数67筆、合計面積51,882平米でございます。

14ページから16ページに計画案件を一覧表にまとめておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課 課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課 課長補佐

私の方から、補足説明をさせていただきます。プロジェクターを利用して説明させていただきます。プロジェクターの方を御覧いただきたいと思います。

まず、〇〇地区、出し手11戸、筆数52筆、面積36,604平米。次、〇〇地区、出し手1戸、筆数3筆、面積4,095平米。3番目です、〇〇地区、出し手1戸、1筆、3,897平米。4番目、〇〇地区、出し手2戸、筆数11筆、面積7,286平米。計4地区、15戸、筆数67筆、51,882平米となっております。議案書は、14ページの方で、番号1から番号11までが〇〇地区の11戸になります。番号12が〇〇地区の1戸です。番号13が〇〇地区の1戸です。番号14、15が〇〇地区の2戸となります。

以上、67筆、51,882平米を長崎県農業振興公社に集積するものです。よろしく御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第12号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第13号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の17ページをお開き下さい。

議案第13号、「令和3年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は10人でございます。農地の内訳は、田が39筆、面

積33, 388平米、畑が28筆、面積18, 494平米で、合計筆数67筆、合計面積51, 882平米でございます。

18ページから24ページに、利用権設定を受ける対象者ごとに整理しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課 課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課 課長補佐

私から補足説明をさせていただきます。プロジェクターを御覧いただきたいと思います。先程、集積計画で説明した地区であります。

〇〇地区、受け手6戸、筆数52筆、36, 604平米。〇〇地区、受け手1戸、筆数3筆、4, 095平米。〇〇地区、1戸、1筆、3, 897平米。〇〇地区、2戸、11筆、7, 286平米。計の4地区、10戸、67筆、51, 882平米でございます。

今、プロジェクターに表示しておりますのは〇〇地区の図面となっております。議案の18ページから22ページを御覧いただきたいと思います。

まず、整理番号1番から6番が〇〇地区になっておりまして、受け手の方が〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の6名に配分するものです。出し手の方は11戸、52筆、36, 604平米でございます。

続きまして、番号7、こちらが〇〇地区になります。出し手は、1戸、3筆、4, 095平米、受け手は、〇〇氏になります。

次に、番号8、こちらは〇〇地区になります。出し

手1戸、1筆、3, 897平米、受け手は、〇〇氏になります。

続きまして、24ページ、整理番号9、10、こちらが〇〇地区になります。出し手は2戸、11筆、7, 286平米、受け手は、〇〇氏、〇〇の2戸になります。

説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第13号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かありませんか。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

皆様に、2つ御報告が有ります。

1つ目は、3年に1度、農業委員さんと推進委員さんの皆さんで、他の市へ視察研修を行っており、本年度がその年度でございましたが、新型コロナがいまだに終息せず、見通しも立たない状況ですので、会長に相談させていただきまして、中止とさせていただきます。

2つ目が、毎年度行っております美津島文化会館での研修会でございますが、本年度は、10月27日に行います。その時に、案件があれば、総会も併せて美津島文化会館で行います。時間等、詳細につきましては改めて文書で通知いたします。以上で、御報告を終わります。

議 長

(6番委員挙手) 6番波田裕一郎委員

6番 波田裕一郎委員

もし視察研修を実行するとなっていれば、どこが候補になったのですか？

議 長

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

天草市を想定しておりました。コロナの状況もあり、相手方には連絡等は取っていませんでしたが、想定はしておりました。以上です。

議 長

暫時休憩します。

再開します。

他にありませんか。

(1番委員挙手) 1番永留正司委員

1番 永留正司委員

委員の農業新聞の購読状況は、100%になりましたか？

議 長

(局長補佐挙手) 事務局長補佐

事務局長補佐

年度当初からお願いさせてもらっていますが、まだ4名、推進委員さんが3名と、農業委員さんが1名、まだ申し込みをいただいております。

議 長

他にございませんか？

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、議案全般にわたり、慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。

秋の彼岸も過ぎ、過ごしやすい季節となりました。

皆様におかれましては、農繁期を迎え、慌ただしい日々を送られていることと思いますが、お体に充分気を付けて、農作業に励んでいただきたいと思います。

また、農地利用状況調査につきましては、暑い中、実施をしていただき、ありがとうございました。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の御挨拶といたします。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第4回総会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。